要とする水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、中筋川、横瀬川等の上流域のうち、集水面積、地形、地質で優れる横瀬川流域において、ダム堤頂長を短くするため十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件として検討を行った結果、申請案のほか、申請案の約300m下流に建設する案、申請案の約1,000m下流に建設する案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も少ないこと、堤頂長を短く、かつ堤体積を小さく抑えられ、ダムサイト直上流に開けた地形があるために、貯水効率が最も良いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、実現可能な7つの案についての検討を行い、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案したところ、申請案は、道路延長は劣るが、施工性に問題は無く、事業費は最も廉価であることなどから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、中筋川等の流域では幾度も洪水被害が発生していること、度重なる渇水被害に見舞われ、かんがい用水の補給や動植物の生息・生育環境などの河川環境に大きな影響を及ぼしていること、四万十市に水量、水質ともに安定的な水道用水の供給を図る必要があることなどから、洪水調節を行うことによる洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び安定的な水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、四万十市長を会長とする横瀬川ダム建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　高知県宿毛市役所

○国土交通省告示第三百十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十七年二月二十七日

二　登録番号　（一）第〇二七号

三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社コンプリーム

四　住所　神奈川県横浜市神奈川区金港町五番三十六号　東興ビル

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号　第二矢木ビル四階

六　法人である場合の代表者の氏名　鈴木　豊

国会事項

衆議院

質問書提出

三月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

福島県内の除染事業及び中間貯蔵施設の整備・稼働等に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

福島近隣県における甲状腺検査の実施等に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

再生可能エネルギーの導入拡大に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

竹島問題に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

東日本大震災の復興予算に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

「竹島の日」記念式典に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

質問主意書提出

三月九日議員から次の質問主意書が提出された。

ミローンに関する質問主意書（大久保勉提出）（第六八号）

名古屋議定書等に関する質問主意書（水野賢一提出）（第六九号）

第二次安倍内閣の農業政策に関する質問主意書（吉田忠智提出）（第七〇号）

農業協同組合改革に関する質問主意書（櫻井充提出）（第七一号）

質問主意書転送

三月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

栄養表示の食品単位に関する質問主意書（藤末健三提出）（第五八号）

投票率向上のための施策に関する質問主意書（藤末健三提出）（第五九号）

タクシー政策と規制改革会議に関する質問主意書（櫻井充提出）（第六〇号）

「右派系市民グループ」によるデモの警備に関する質問主意書（有田芳生提出）（第六一号）

名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設桟橋設置工事に関する再質問主意書（糸数慶子提出）（第六二号）

J－ADNI研究に関する第三者調査委員会の報告書に関する質問主意書（川田龍平提出）（第六三号）

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問主意書（徳永エリ提出）（第六四号）

介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第六五号）

政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第六六号）

旅館業法の規制に関する質問主意書（中西健治提出）（第六七号）

人事異動

復興庁

復興推進委員会委員長に任命する

伊藤　元重

復興推進委員会委員に任命する

秋池　玲子

復興推進委員会委員長代理に任命する

秋山　弘子　岩渕　明　内堀　雅雄

大山健太郎　菊池信太郎　白根　武史

達増　拓也　田村　圭子　中田　俊彦

松原隆一郎　松本　順　村井　嘉浩

復興推進委員会委員に任命する（各通）（以上三月六日）

環境省

（大臣官房会計課課長補佐）　環境事務官　池田　りか

皇居外苑管理事務所長に昇任させる（三月十日）

最高裁判所

さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補・さいたま簡易裁判所判事　田野井蔵人

東京地方裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（二月二十三日）

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　中村　玲子

東京家庭裁判所判事補の兼補を免ずる

最高裁判所事務総局人事局付を命ずる

同　粟津　侑

東京家庭裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる（以上三月一日）